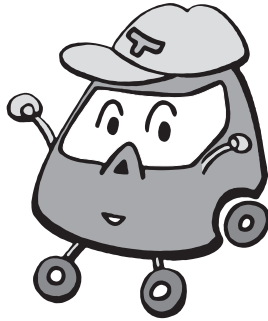


兵ト協ニュース

2008.12 No.269
.....



神戸市立博物館



もくじ

○ 行政からのお知らせ

(環 境) 平成20年度自動車公害防止月間運動について	1
窒素酸化物低減のための季節対策について	2
(厚生労働) 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を 改正する法律が平成20年12月1日より施行されます。	3
(兵庫県) 平成20年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱	4
(警 察) 冬季における安全運行の確保について(依頼)	6
高速道路等を利用される運送事業者への安全指導について	7

○ 事務局からのお知らせ

原材料価格高騰対応等緊急保証制度について	8
地方近代化基金運営要領の一部改正について	9
安全装置(バックモニター)導入助成対象機種が追加されました	9
ドライブレコーダー導入助成対象機種が追加されました	9
第40回全国トラックドライバーコンテストが開催されました	10
自家用軽油供給施設整備支援助成事業(終了)について	10

○ 青年部だより	11
○ 陸災防のページ	12
○ 会員だより	21
○ 協 会 日 誌	24



行政からのお知らせ



環 境

(公印省略)

大 気 第 1312 号

平成20年10月23日

兵庫県農政環境部環境管理局大気課長

平成20年度自動車公害防止月間運動について

自動車公害防止の意識高揚を図るため、下記「兵庫県自動車公害防止運動実施要綱」に基づき、毎年6月及び11月から1月までの期間を自動車公害防止月間と定め、関係機関・関係団体が連携して、自動車による大気汚染・騒音・振動公害を防止するための活動を行っております。

6月の自動車公害防止月間においてご協力いただいたところではありますが、引き続き冬季期間もその積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。

兵庫県自動車公害防止運動実施要綱

制定 昭和58年3月2日
改正 昭和63年4月21日
改正 平成8年5月27日
改正 平成12年5月30日
改正 平成13年4月1日

1 目 的

近年における自動車の著しい増加に伴い、県下の主要幹線道路では、騒音・振動・排出ガスによる自動車公害が激化し、さらに広域化する傾向にある。

この現状を自動車運行者を始め広く県民に訴えて自動車公害防止の意識を高めるとともに、特に、自動車公害防止月間を設け、関係機関及び団体による各種の自動車公害防止施策を強力に推進することにより、自動車公害の防止を図る。

2 期 間

毎年6月及び12月を中心とした冬季期間(11月から翌年の1月)を自動車公害防止月間とする。

3 推進事業

期間中、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 新聞・ラジオ・機関紙等広報媒体による啓発・啓蒙
- (2) ポスター・リーフレット・横断幕・立看板等による街頭広報の強化
- (3) 講習会・研修会等の開催による運動の普及・啓発
- (4) 自動車運行者に対する自動車公害の防止に関する教育の実施及び指導
- (5) 排出ガス等の街頭検査及び指導
- (6) 交通管理の強化
- (7) 自動車公害調査の実施
- (8) その他自動車公害の防止に関すること

窒素酸化物低減のための季節対策について

県下における平成19年度の窒素酸化物による大気汚染状況は、依然として改善を要する状況となっています。

県としても、窒素酸化物の低減対策を総合的に推進しているところですが、例年、特に冬季の窒素酸化物濃度が著しく上昇することから、窒素酸化物低減のための季節対策の趣旨をご理解いただき、以下の事項についてご協力をお願いします。

記

- 季節対策実施期間 平成20年11月1日から平成21年1月31日
- 対 象 地 域 阪神地域（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）及び播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、太子町）の11市4町
- 窒素酸化物低減のために御協力をお願いする内容
 - 暖房用のボイラー運転に関しては、暖房温度を適正に設定し、燃料使用量の削減に努めてください。
 - 貨物自動車等業務車両については、合理化等により、できるだけ運行を抑制するとともに自動車の整備点検を徹底してください。
 - 自家用自動車の使用については、関係者にできるだけ自粛するよう要請するとともに、公共交通機関の利用等の促進を図ってください。
 - 駐停車時のエンジン停止、急発進・急加速の抑制、迷惑駐車をしない等、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）を心がけてください。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

厚生労働

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正石綿救済法」といいます。）が平成20年12月1日より施行されます。

この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

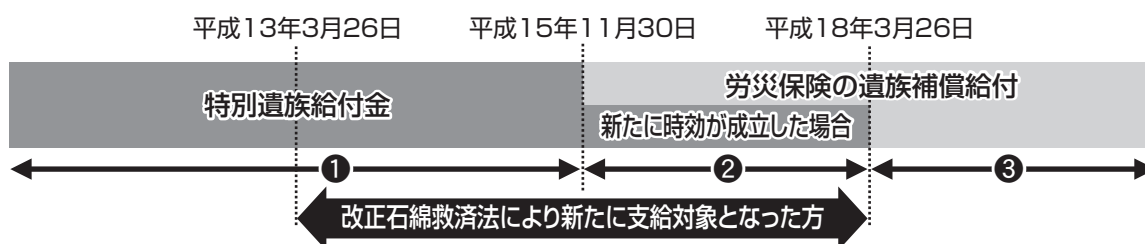
平成**24年3月27日**までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1) 平成**18年3月26日**までに亡くなった労働者（又は特別加入者。以下同じ。）のご遺族の方^(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した場合に限られます。

(2) 以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。



① 平成15年11月30日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日（平成20年12月1日）以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続きを行ってください。

★請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

※中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺ガンの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付（環境保全再生機構から給付）についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 ☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

平成20年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目 的

年末は、師走特有の慌ただしさや忘年会等飲酒の機会が増え、通常より気のいらだち、緩みが起きやすいことに加えて、交通流・量の変化を伴うことから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成20年12月1日(月)から同年12月10日(水)までの10日間
(運動初日の12月1日は、「交通安全意識を高める日」とする。)

3 主 唱

兵庫県交通安全対策委員会

4 運動重点

年末の交通事故防止運動では、交通事故死者の半数を占める高齢者の交通事故防止、後を絶たない飲酒運転の根絶、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用による被害の防止・軽減、日没時間の早まりに伴う夕暮れ時及び自転車の交通事故防止を図るため、次の重点を定める。

- (1) 高齢者の交通安全
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 夕暮れ時の交通安全
- (5) 自転車の交通安全

5 運動重点に関する主な推進項目

重点1 高齢者の交通安全

高齢者自身の交通安全意識の高揚と、一般の運転者、その他交通参加者に対する高齢者の保護意識の醸成を図り、高齢者の交通事故を防止する。

- ◆ 地域メディア、インターネット等を活用した「高齢者交通安全の日」(毎月15日)の普及啓発
- ◆ 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底
 - ◎ 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践
 - ◎ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
 - ◎ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の使用促進と改正道路交通法の施行により75歳以上の高齢運転者について高齢者マークの表示が義務化されたことの周知徹底
 - ◎ 高齢運転者に対する思いやりのある運転の実践
- ◆ 参加・体験・実践型交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の実践
- ◆ 夜光反射材の着用促進

重点2 飲酒運転の根絶

「飲酒運転は絶対に許さない」という決意と飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを

訴えて意識改革を進めるとともに、運転者の交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶する。

- ◆ 飲酒運転及び飲酒運転を助長する行為（車両提供者、酒類提供者、同乗者）の厳禁
- ◆ 家庭、地域、職場における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- ◆ 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- ◆ 「飲酒運転追放宣言」による飲酒運転追放気運の醸成
- ◆ 飲酒運転の危険性、交通事故が招く加害者や被害者の悲惨な結果等を認識・理解させる交通安全教育等の推進
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底と実践
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進

重点3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト着用に係る改正道路交通法の施行に伴い、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用率を高め、その正しい着用により交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 地域メディア、インターネット等を活用した「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月15日）の普及啓発
- ◆ 全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことの周知と着用の徹底
- ◆ 着用の必要性和効果に関する正しい理解の促進
- ◆ チャイルドシートの安全性能に関する情報提供
- ◆ 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底
- ◆ シートベルトコンビンサーを活用した、参加・体験・実践型交通安全教室や啓発ビデオを使用した視覚に訴える交通安全講習の実施

重点4 夕暮れ時の交通安全

夕暮れ時（日没前後）に多発する交通事故の防止を図る。

- ◆ 夕暮れ時の早めのライト点灯運動「4時から点灯」の促進と実践
- ◆ 歩行者・自転車利用者の夜光反射材の活用と明るい服装等の促進
- ◆ 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の危険性を認識・理解させる広報啓発、交通安全教育等の推進

重点5 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等によるルールを遵守した安全利用の促進並びに自転車の通行方法に係る道路交通法の改正点の更なる周知
- ◆ 自転車の安全性の確保
 - ◎ 自転車の点検整備の励行
 - ◎ 自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発
 - ◎ 夜光反射材等の活用促進

※ 自転車安全利用五則（平成19年7月10日 交通対策本部決定）

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

この度、広島県警察本部交通部高速道路交通警察隊長から、下記の依頼がありましたのでお知らせします。

平成20年11月12日

(社)兵庫県トラック協会 御中

広島県警察本部交通部
高速道路交通警察隊長

冬季における安全運行の確保について（依頼）

秋冷の候、貴協会におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は警察行政とりわけ交通安全活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、秋もいよいよ深まって冬へと向かいつつありますが、同時に、道路運送事業に携わり日々安全運行に取り組んでおられる皆様方にとりまして、一年のうちでも最も厳しい季節へと向かっているところでもあります。

ご承知のとおり、広島県の気象特性は、温暖で道路線形も比較的穏やかな山陽側と、寒冷で道路線形も厳しい中国山地側との二面性を有していますが、温暖で穏やかなイメージのある山陽自動車道にも海拔375mの最高標高地点があるほか、県央部の山間地域にはトンネルや橋梁の連続区間、アップダウンの激しい区間もあり、例年、冬季の積雪・凍結時期には交通事故が多発する傾向があります。

平成18年2月には、志和ICから広島東IC間の橋梁部で、軽四貨物車のスリップをきっかけに合計37台が関係する多重事故が発生し、13名に上る負傷者と約12時間半に及ぶ通行止め規制を行いました。（別添資料をご参照ください。）

当隊としましては、パトロール等の警察活動を強化して交通事故の未然防止を図って参りますが、貴協会加盟の各事業所におかれましても次のことに留意され、安全で確実な高速道路交通の確保に引き続きご協力を賜りますようお願い致します。

1 冬用タイヤの確実な装着

冬の高速道路は、実際の雪の有無にかかわらず、必ずスタッドレスタイヤで走行して下さい。併せて摩耗具合などのタイヤコンディションもしっかり確認してください。

2 タイヤチェーンの携行

天候の急変や予測不能な局地的降雪のある場合があります。チェーンは必ず携行し、装着方法についても事前にしっかり確認してください。

3 天気予報、交通情報のチェック

テレビ、ラジオの天気予報や道路情報、高速道路上の道路表示板、SAやPAなどの掲示板等に注意し、早めの情報収集に努めてください。

この度、兵庫県警察本部交通部長から当協会宛に、高速道路等を利用される運送事業者への安全指導について、下記の要請がありましたのでお知らせします。

謹啓 晩秋の候、貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、交通安全対策をはじめ、警察業務の各般にわたりまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は、世界的な金融危機や景気減速に加え、原油価格の高騰など厳しい経済情勢にあり、何かと大変な時期であると拝察いたします。

このような状況の中で、先日、テレビで「深夜のETC夜間割引による迷惑・危険な違法駐車急増」というニュースが放映されたところであります。

各道路事業者は、「ETCを対象とした各種料金割引」を実施しておりますが、その割引を受けるため、一部の道路利用者が高速道路等の料金所手前において時間調整のため駐停車している状況が散見されるところであります。

ご承知のとおり、高速道路等における駐停車は、重大交通事故を惹起させる可能性が極めて高いことから、県警察では、高速道路等における交通指導取締りを強化するほか、関係団体と連携を強化して総合的な交通事故対策に取り組んでいるところであります。

つきましては、高速道路等を利用される会員各位への安全指導をお願いしたいのであります。

特に、深夜・早朝輸送や長距離輸送を担当されている事業所におかれましては、“高速道路等の料金所出入口付近における「駐停車」”は、道路交通法違反になるばかりではなく

- 路側帯駐車、二重駐車
- 本線への渋滞発生
- 午前0時を過ぎての一斉発進時の交通事故誘発

などの危険・迷惑性が極めて高いことを認識していただき、運転者に対して、サービスエリア、パーキングエリアでの休憩及び出発時間等の時間調整など個々具体的な指示と併せて、無理な運行を行っていないか、ドライバーの健康面は大丈夫かなど安全運転の管理にも万全の配慮をお願いしたいのであります。

また、県警察では、年末を控え、交通事故の多発が懸念されるところから、12月1日から10日までの10日間、「年末の交通事故防止運動」を実施することとしており、輸送業界をけん引する貴台のご理解とご協力をお願いする次第であります。

終わりにになりましたが、貴台の益々のご健勝とご活躍、所属事業所各位のご発展をお祈り申し上げます。

謹言

平成20年11月11日

社団法人兵庫県トラック協会
会 長 福 永 征 秀 様

兵庫県警察本部交通部長
藤 田 登

事務局からのお知らせ

〈原材料価格高騰対応等緊急保証制度について〉

経済産業省は「安心実現のための緊急総合対策」により、新たに「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」を平成20年10月31日から実施することとなりました。

トラック運送業界も、この緊急保証制度の特定業種に指定されております。この緊急保証制度は、現行の「信用保証制度の特例措置セーフティネット保証」における認定要件に対し、下記の(1)～(3)の何れかの認定要件が対象となります。

記

〈保証制度概要〉

1 認定要件

事業所の所在地を管轄する市区町村長から次の(1)～(3)の何れかの認定を受けた中小企業者が対象

- (1) 最近3ヶ月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- (2) 運行原価（燃料油脂費＋道路使用料＋フェリーボート利用料等）のうち20%以上を占める軽油価格等の最近3ヶ月間の月平均購入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、運賃等に転嫁することが困難であるため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める軽油等の平均購入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める軽油等の平均購入価格の割合を上回っている中小企業者
- (3) 最近3ヶ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

計算例：最近3ヶ月の売上総利益率が14%で、前年同期比が16%だった場合

$$(16 - 14) \div 16 \times 100 = 12.5$$

$$12.5 \geq 3\% \text{（認定基準クリア）}$$

2 期間

平成20年10月31日から平成22年3月31日

3 保証限度額

一般保証の2億8千万円（うち無担保8千万円）までとは別枠で2億8千万円（うち無担保8千万円）までの利用が可能

4 信用保証料率

保証料率が全国一律0.8%以下、保証期間は10年以内（措置期間1年以内）

◆ 上記の問い合わせについては、各金融機関及び信用保証協会へお問い合わせ下さい。

〈地方近代化基金運営要領の一部改正について〉

燃料費高騰に対応する交付金事業の拡充等として、燃費改善等に対する利子補給事業の拡充が追加されました。

低公害車及び省エネ関連機器導入に係る融資の特例

(1) 低公害車（CNG車・ハイブリット車）の購入及び省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、基金運用益のほか、利子補給助成金等により次のとおり行うものとする。

利子補給率 年 1.2% （現行0.8% → 1.2%）

(2) 前項の低公害車（CNG車・ハイブリット車）に適合する車検証（写）または省エネ関連機器の売買契約書（写）を添付すること。

(3) この改正要領は、平成20年10月23日から適用する。

担当 （社）兵庫県トラック協会
経理部 本岡

〈安全装置（バックモニター）導入助成対象機種が追加されました〉

三菱電機(株) 「CM-5200」

アールアンドピー(株) 「DVA-Comb01-RA」 「DVA-Comb01-RB」

〈ドライブレコーダー導入助成対象機種が追加されました〉

・シナノケンシ株式会社 ER-X1/JM、ER-X1/JCM
※「JCM」は多チャンネル記録モデル

☆連絡先：システム機器事業部 新事業推進室
長野県上田市中央6-15-26 TEL 0262-28-8528

・株式会社ホリバアイテック どら猫 3034EX (V)
※「3034E」の色違い
※「V」付はCFカードにソフト内蔵
どら猫プラス DR-5300-M
※無線機連動プログラム付

☆連絡先：営業本部 東営業部
東京都千代田区東神田1-7-8 TEL 03-3866-0984

〈第40回全国トラックドライバーコンテストが開催されました〉

第40回全国トラックドライバーコンテストが10月25・26日茨城県ひたちなか市の安全運転中央研修所で開催されました。

全国およそ2,000名が参加した都道府県の地区大会を勝ち抜いてきた132名（うち女性15名）が参加してプロドライバー日本一が決められました。

兵庫県代表で健闘された選手の皆様ご苦勞様でした。関係者の方々ありがとうございました。詳細については、全ト協ホームページでご覧になれます。

☆兵庫県代表の小西希幸さん（日本通運(株)豊岡支店）が4トン部門で見事5位に入賞しました。



開会式



運転競技



閉会式



4トン 5位入賞の小西選手

〈自家用軽油供給施設整備支援助成事業（終了）について〉

全ト協より、次のとおり通知がありました。

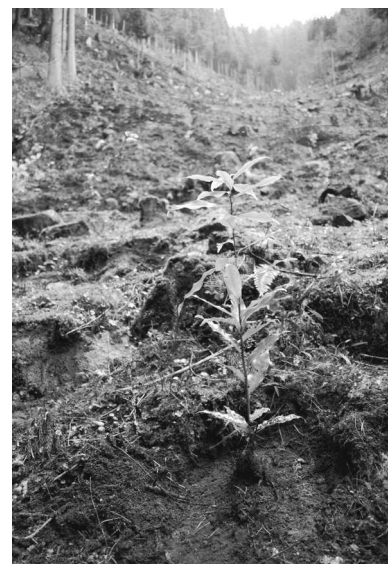
燃料高騰対策事業の一環として、当事業を積極的に推進してきましたが、予算確保が非常に厳しい状況となり、当事業の受付を平成20年11月28日をもって終了しました。

青年部のページ

動物の棲める広葉樹の森復元植樹会の開催

10月26日(日)、日本熊森協会が主催する「動物の棲める広葉樹の森復元会」に青年部協議会員が参加しました。当日は、朝から雨が降る天候ながらも約800本の広葉樹の苗木を無事に植えることができました。

ご参加くださいました皆様の方々にたいし厚くお礼申し上げます。



平成20年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸運労災防止協会」という。）では、新たな「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間：平成20年度から平成24年度までの5カ年）を策定し、計画の目標を次のとおりとした。

- ①死亡者数を5年間で20%以上減少させること（平成19年196人→平成24年150人台以下へ）。
- ②死傷者数を5年間で15%以上減少させること（平成19年13,427人→平成24年11,000人台へ）。
- ③過重労働による健康障害を防止すること。腰痛症を減少させること。

この目標達成のためには、引き続き、死傷災害の約7割を占める荷役災害の防止と死亡災害の6～7割を占める交通労働災害の防止に取り組む必要がある。

このため、労働災害防止計画の初年度である本年度は、特にリスクアセスメント等（危険性又は有害性等の調査等）の普及や改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及等に鋭意取り組んでいるところである。

ところで、本年の陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況を見ると、死亡者数は、平成18年、19年と200人を下回るなど大幅な減少傾向を受け、本年も大幅な減少となっている。

一方、死傷者数については、長期的に減少傾向にあったが、平成18年、19年とわずかではあるが前年に比べ増加している。また、本年は、前年に比べ、他業種が横ばいないし減少の推移にあるなかで、陸運業は大幅な増加で推移をしており、このような推移が続くとすれば、減少傾向から増加傾向への転換が懸念される憂慮すべき状況にある。

陸運業界においては、年末・年始は荷動きの増加、気象条件、交通事情等作業環境等が変化することに伴ない、死亡・重大災害を含む労働災害が多発することが懸念されるが、本年は死傷災害が大幅に増加していることも踏まえ、引き続き交通労働災害防止対策を進めるとともに、特に死傷災害の約7割を占める荷役運搬作業に係る労働災害防止対策に重点的に取り組む必要がある。

このような状況の下、

「危険を先取る心の目 本気で取り組むリスクアセスメント」

をスローガンに、12月1日から来年1月31日までの2ヵ月間を年末・年始労働災害防止強調運動期間と定め、労働災害防止に向けた経営トップの固い決意の下、各職場において関係者が一体となって労働災害防止の重要性について認識を深め、以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

平成20年12月1日(月)から平成21年1月31日(土)まで

3 スローガン

危険を先取る心の目 本気で取り組むリスクアセスメント

4 主 唱 者

陸運労災防止協会本部及び各都道府県支部

5 後 援

厚生労働省

6 実 施 者

会員事業場

7 主唱者の実施事項

(1) 陸運労災防止協会本部の実施事項

ア 支部が行う陸運災防指導員会議等、交通労働災害防止モデル事業場制度、交通労働災害事例研究会、労働災害防止大会、安全パトロール、個別指導、集団指導等について支援・協力を行う。

特に、死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部等については、本部・支部一体となって効果的な取組を行うとともに、陸運災防指導員会議等において、改善基準適合判定システム、交通安全運転マップ活用KYTイラストシートの普及促進等必要な対策を講ずる。

イ 改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図る。

ウ 都道府県労働局、社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

エ 広報誌「陸運と安全衛生」、陸運労災防止協会ホームページ等により、労働災害の発生状況について注意喚起を行うとともに、本運動の趣旨及び実施事項等について周知徹底を図る。

オ 安全ポスター・のぼり等の作成、配布により、本運動の気運の醸成を図る。

(2) 陸運労災防止協会都道府県支部の実施事項

都道府県労働局、都道府県トラック協会等の支援・協力を得て次の事項に取り組む。

ア 多くの会員事業場の参加を得て労働災害防止大会等を開催し、労働災害防止について業界全体の気運の醸成を図る。

イ 支部役職員、陸運災防指導員、交通労働災害防止指導員等による「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）を活用したパトロール、個別指導、集団指導を実施する。

ウ 陸運災防指導員会議等において、死亡事故背景要因分析シート、交通労働災害防止のためのリスクアセスメントシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート等の活用を図る。

エ 陸運災防指導員会議、パトロール等の際に死傷災害が増加傾向にあることから荷役作業における労働災害防止の取組強化を図る必要があることを周知するとともに、荷役災害の防止のため、①荷役作業におけるリスクアセスメント等の普及促進、②荷役作業における危険予知活動の普及、③荷主庭先での荷役災害の防止のための「安全作業連絡書」の活用促進等の一層の取組を図る。

オ 広報誌等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。

カ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

キ 改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場におけるこのガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。

8 会員事業場の実施事項

ア 経営トップは、安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。

なお、その際、荷役作業等による死傷災害が増加傾向にあることについても周知等を行う。

イ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。

ウ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

（注） 陸運労災防止協会スローガンによる安全ポスターを新たに作成しました。詳細は、ホームページ及び広報誌「陸運と安全衛生」上の安全用品等のカタログをご覧ください。

（参考リーフレット（陸運労災防止協会作成））

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（平成20～24年度）
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 安全作業連絡書の活用を！

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人未満）

平成20年9月改正

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む）	☐ している	☐ していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む）	☐ している	☐ していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む） ※計画実施についての評価	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない
4. 安全衛生管理体制		
（1）安全衛生推進者の選任（労働者10人以上50人未満の事業場）	☐ している	☐ していない
（2）安全衛生管理規程の作成	☐ している	☐ していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない
6. 安全衛生について労使で話し合う場の設置状況		
（1）設置しているか	☐ している	☐ していない
（2）開催状況（月1回以上）	☐ している	☐ していない
7. 安全衛生教育の実施状況		
（1）雇入れ時の教育	☐ している	☐ していない
（2）日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐ している	☐ していない
（3）作業内容変更時の教育	☐ している	☐ していない
（4）事故発生者に対する教育	☐ している	☐ していない
（5）運転適性診断	☐ している	☐ していない
（6）腰痛予防のための管理者教育	☐ している	☐ していない
（7）腰痛予防のための作業従事者教育	☐ している	☐ していない
8. 健康管理		
（1）雇入れ時の健康診断	☐ している	☐ していない
（2）定期健康診断（年1回）	☐ している	☐ していない
（3）深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	☐ している	☐ していない
（4）健康の保持増進対策（健康づくり）	☐ している	☐ していない
（5）快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	☐ している	☐ していない
（6）過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） 労働させた場合におけるその超えた時間	☐ 月45時間以内	☐ 月45時間超 ☐ 月45～80時間 ☐ 月80～100時間 ☐ 月100時間以上
（7）時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	☐ している	☐ していない

9. 荷役運搬作業の安全対策

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 作業計画の作成 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具
カ その他 | | | |
| (6) 定期自主検査（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 | | | |
| (7) 危険作業従事資格者の配置（同上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他 | | | |
| (8) 保護帽・安全靴の使用 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |

10. 交通労働災害防止対策

- | | | | |
|--|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| (1) 交通労働災害防止のための管理体制 | | | |
| ア 運行管理者の選任 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (2) 適正な労働時間 | | | |
| ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出
（イ～カの改善基準告示等の遵守） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 1か月の拘束時間（293時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ウ 1日の拘束時間（13時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| エ 休息期間（8時間以上） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| オ 1日の運転時間（9時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| カ 連続運転時間（4時間以内） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (3) 走行管理 | | | |
| ア 走行計画の作成及び指示 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| イ 走行経路の決定 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| エ 点呼の実施 | | | |
| ① 乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況） | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ② 乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が
13時間を超える場合の睡眠状況の確認 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等
による把握 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| カ 車両等の点検・整備 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| キ 異常気象時の措置 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| ク 荷の適正な積載 | ☐ している | ☐ していない | ☐ 該当なし |
| (4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい。） | | | |
| ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他 | | | |

別添

職場の安全衛生自主点検表（事業場規模50人以上）

平成20年9月改正

事業場名			従業員数	人
点検年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、安全衛生管理体制、安全衛生教育、作業の安全管理、交通労働災害防止等について自主的にチェックし、問題のある事項を見つけて改善するためのものです。この点検表を利用して職場の自主点検を行い、労働災害防止に役立ててください。

点 検 項 目		
1. 安全衛生方針の表明（1年単位。交通労働災害防止を含む）	☐ している	☐ していない
2. 安全衛生目標の設定（1年単位。交通労働災害防止を含む）	☐ している	☐ していない
3. 安全衛生計画の作成（1年単位。交通労働災害防止を含む） ※計画実施についての評価	☐ している ☐ している	☐ していない ☐ していない
4. 安全衛生管理体制		
（1）総括安全衛生管理者の選任（規模100人以上）	☐ している	☐ していない
（2）安全管理者の選任（規模50人以上、選任時研修修了者）	☐ している	☐ していない
（3）衛生管理者の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない
（4）産業医の選任（規模50人以上）	☐ している	☐ していない
（5）安全衛生管理規程の作成	☐ している	☐ していない
5. 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）の実施	☐ している	☐ していない
6. 安全衛生委員会		
（1）設置しているか	☐ している	☐ していない
（2）開催状況（月1回以上）	☐ している	☐ していない
7. 安全衛生教育の実施状況		
（1）雇入れ時の教育	☐ している	☐ していない
（2）日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	☐ している	☐ していない
（3）作業内容変更時の教育	☐ している	☐ していない
（4）事故発生者に対する教育	☐ している	☐ していない
（5）運転適性診断	☐ している	☐ していない
（6）腰痛予防のための管理者教育	☐ している	☐ していない
8. 健康管理		
（1）雇入れ時の健康診断	☐ している	☐ していない
（2）定期健康診断（年1回）	☐ している	☐ していない
（3）深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	☐ している	☐ していない
（4）健康の保持増進対策（健康づくり）	☐ している	☐ していない
（5）快適職場の形成対策（休憩室の設置等）	☐ している	☐ していない
（6）過重労働対策（時間外・休日労働時間数） （休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて） 労働させた場合におけるその超えた時間	☐ 月45時間以内	☐ 月45時間超 ☐ 月45～80時間 ☐ 月80～100時間 ☐ 月100時間以上

(7) 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で 申出のあった者に対する医師による面接指導の実施 ※（地域産業保健センターの活用）	☐ している	☐ していない
9. 荷役運搬作業の安全対策		
(1) 作業計画の作成	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(2) 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(3) 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(4) 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(5) 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他		
(6) 定期自主検査（同上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他		
(7) 危険作業従事資格者の配置（同上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他		
(8) 保護帽・安全靴の使用	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
10. 交通労働災害防止対策		
(1) 交通労働災害防止のための管理体制		
ア 運行管理者の選任	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
イ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(2) 適正な労働時間		
ア 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出 （イ～カの改善基準告示等の遵守）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
イ 1か月の拘束時間（293時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ウ 1日の拘束時間（13時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
エ 休息期間（8時間以上）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
オ 1日の運転時間（9時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
カ 連続運転時間（4時間以内）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(3) 走行管理		
ア 走行計画の作成及び指示	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
イ 走行経路の決定	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ウ 乗務記録に基づく適正な走行管理	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
エ 点呼の実施		
① 乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
② 乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が 13時間を超える場合の睡眠状況の確認	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
オ 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等 による把握	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
カ 車両等の点検・整備	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
キ 異常気象時の措置	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
ク 荷の適正な積載	☐ している	☐ していない ☐ 該当なし
(4) 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい。）		
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他		

講習会のお知らせ

◎ はい作業主任者技能講習会

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1 日目	平成21年 1 月21日(水) 9 時～17時
	2 日目	平成21年 1 月22日(木) 9 時～18時
講習会場	(社)兵庫県トラック協会 ※駐車場は有りません。 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	4,000円	陸災防兵庫県支部負担	4,000円
非 会 員	4,000円	1,200円	5,200円

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、予約受付を行ってから同封の受講申込書に受講料と顔写真2枚（証明写真縦3.5cm、横2.5cm、裏面に氏名記入）、本籍の記載されている住民票の写しもしくは運転免許証のコピーを添えて下記にお持ちいただくか又は、現金書留で郵送して下さい。（なお、顔写真2枚のうち1枚は申込書に貼付しておいて下さい。）

※持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2 丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話 (078) 8 8 2 - 5 5 5 6

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
- (3) 予約受付及び受付期間 平成20年12月10日(水)～平成21年 1 月 9 日(金)
ただし、期間にかかわらず定員（100名）に達ししだい締め切ります。

5. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

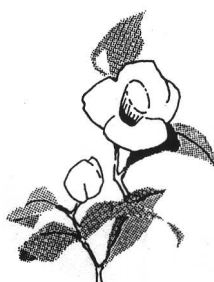
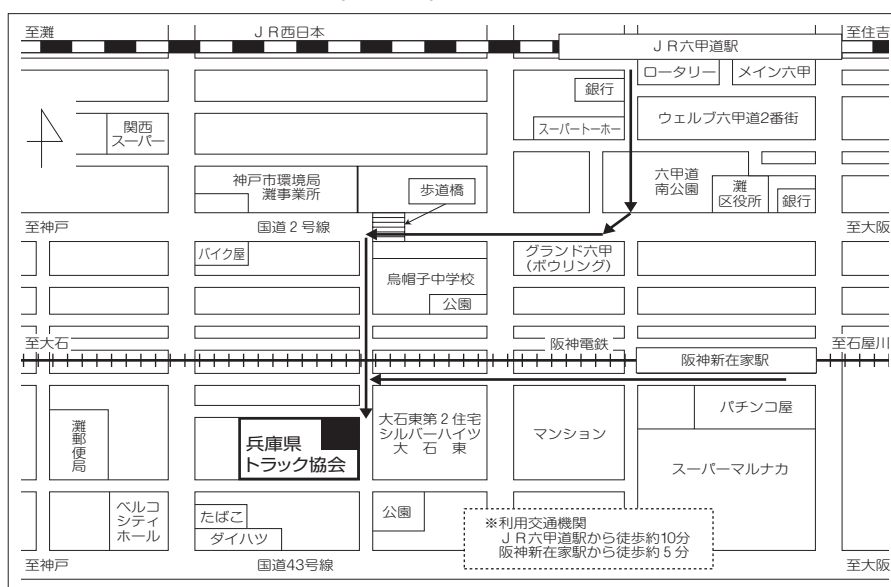
6. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成20年10月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	121.81	127.83	135.36	131.88
出 光	113.54	129.20	132.13	129.00
J エ ナ ジ ー	130.13		133.30	134.20
コ ス モ	117.95	121.36	132.83	134.00
昭 和 シ ェ ル	116.60			123.00
モ ー ビ ル	116.25		126.50	123.00
エ ッ ソ	113.85	114.50	130.10	137.00
そ の 他	118.60	128.26	132.29	127.21
総 計	119.07	126.22	132.70	130.81
20 ／ 9	全国平均	調 査 な し	139.61	139.59
	近畿平均		139.93	143.92

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成19年11月	98.12	100.36	105.51	105.50
平成19年12月	103.62	105.64	110.25	109.35
平成20年 1 月	108.92	109.54	115.59	112.89
平成20年 2 月	108.67	110.60	115.41	115.39
平成20年 3 月	107.25	110.08	116.32	113.82
平成20年 4 月	108.91	111.03	115.66	115.86
平成20年 5 月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年 6 月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年 7 月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年 8 月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年 9 月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
年 間 平 均	116.81	118.69	123.98	124.03

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
20.11.20	明 石	一般	近 畿 運 輸 (有)	右 田 博 幸	〒572-0027 寝屋川市石津東町31番1号 ☎ 072-830-1234 FAX 072-826-0808

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
20.10.27	西 播	一般	川 芝 興 業 (有)	佐久間 敏 男	兵庫県廃止
10.27	神 戸 中央	一般 利用	関西荷造工業(株)	井 藤 知 樹	事業廃止
10.30	明 石	一般	(株) ワ イ エ ム	長 田 秀 子	事業廃止
11. 4	東 播	一般	三 協 運 輸 (株)	河 合 良 紀	兵庫県廃止
11.11	神 戸 中央	一般	神 戸 コ ン テ ナ ー 運 輸 (株)	近 藤 幸 年	事業休止
11.13	西神戸	一般	ティアールジー エキスプレス(株)	徳 田 一	事業廃止
11.17	神 戸 中央	一般	(株) 吉 建	中 坂 吉 宏	事業休止
11.18	神 戸 中央	一般	(株) 極 東 エ ン タ ー プ ラ イ ズ	黒 木 崧	都合により
11.19	但 馬	一般	島 正 建 材	島 田 正 弘	事業廃止
11.20	西 播	一般	(株) 川 治 運 送 店	川 治 梧 郎	兵庫県廃止

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
20.10.24	P.123	住 所	(有)スリーエフ運輸 加古郡稲美町国安1141-9	〒654-0143 神戸市須磨区菅の台4丁目5-2035
11. 4	P.81	代 表 者	神港コンテナ輸送(株) 北 村 耕一郎	牛 尾 幸 弘
11. 4	P. 3	住 所	(株) A Y K 尼崎市東難波町3-27-12	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町23-14
11. 7	P.178	代 表 者	(株)タイヨー環境サービス 琴 光 男	西 原 伸
11.17	P.45	代 表 者	ジャカコン物流 藤 井 宗 平	坂 本 龍 治

よろこび ご受賞おめでとうございます。

賜 杯

故三好克巳氏生前の功績に対し、平成20年9月30日ご遺族の三好ひふ美様に銀杯が授与され、11月11日近畿運輸局において伝達式が行われました。

※銀杯とは

明治16年制定された賜杯の一つで、勲章若しくは褒章を賜与するよりも銀杯を賜与するほうがふさわしい場合、オリンピック大会における優勝者、ノーベル賞受賞者を遇する場合があります。そのほか紺綬褒章以外の褒章受章候補者本人が亡くなった場合に「遺族追賞」として褒章に代え遺族に桐紋付が追贈されます。

20.10.31	近畿運輸局環境保全 優良事業者等局長表彰	井 阪 運 輸 (株)
20.11.6	道 路 運 送 事 業 等 運 転 者 永 年 勤 続 近畿運輸局長表彰受賞	相 川 司 氏 (大 同 商 運 (株))
		安 部 博 氏 (株) マ ッ ム ラ
		江 口 一 正 氏 (ケ イ エ ム 運 輸 (有))
		坂 口 正 男 氏 (近畿システム管理(株))
		澤 田 敏 氏 (山陽コールド運輸(株))
		高 原 幸 夫 氏 (大 同 商 運(株))
		寺 嶋 幸 一 氏 (丸 豊 運 送(株))
		長 田 省 次 氏 (山陽コールド運輸(株))
		西 川 辰 彦 氏 (山陽コールド運輸(株))
		藤 原 邦 夫 氏 (井 阪 運 輸 (株))
		山 本 文 幸 氏 (植 田 運 送 (株))



かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
20.9.30	西 播	溝 口 博 滋 様	鉄 港 運 輸 (株)
10.18	東 部	南 政 弘 様	(株) 南 興 運 輸



協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
11・6	取扱部会「平成20年度見学会」 平成20年度道路運送事業等運転者永年勤続局長表彰 全ト協交通対策委員会 五ブロック女性経営者交流会	加東市・パナソニック エコテック/ロジックセンター 近畿運輸局 全ト協 奈良ホテル	11・27	兵青協第2回研修会	兵ト協
7	中部ブロック青年経営者研修会	ホテル名古屋 ガーデンパレス	28	ディーゼル黒煙等街頭検査	尼崎市西向島
8	ダンプ部会役員会	クレフィール 湖東	29	HOT21第3回定例会	城崎町 千年の湯 権左衛
10	全ト協第28回環境問題対策委員会	全ト協	— 12月の予定 —		
12	ディーゼル黒煙等街頭検査	尼崎市西向島	12・1	年末の交通事故防止運動	兵庫県下
13	フォークリフト講習会(学科)	兵ト協		平成20年度大気環境保全活動功労者表彰	虎ノ門 パストラル
	全ト協 総務委員会	全ト協	2	道路整備の促進を求める全国大会	日比谷公会堂
14	整備管理者選任後研修会 重量・鉄鋼部会「研修会」	朝来市 ジュビターホール ホテル北野 プラザ六甲荘	3	陸災防 近畿ブロック事務局連絡会議 正副会長会議	滋賀県 有馬 グランドホテル
16	第48回正しい運転・明るい輸送運動 フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会 第一ホテル 東京	4	地球温暖化防止フォーラム 全ト協 正副会長会議・常任理事会	神戸市産業 振興センター 第一ホテル 東京
17	全ト協海コン部会正副部会長会議 全ト協・重量部会全国実務担当者研修会 海コン部会国土交通大臣陳情	東京都立産業貿易 センター浜松町館 国交省	8	近畿地区物流政策懇談会	大阪新阪急 ホテル
18	第44回全国陸災防大会	東京 (九段会館)	10	ダンプ部会情報交換会 輸送秩序に係る特別小委員会 近畿トラック協会 幹事会 人権啓発研修会	兵ト協 東京都・第一 ホテル東京 グランヴィア 大阪 兵庫県自動車 整備会館 グランヴィア 大阪
19	整備管理者選任後研修会	姫路市勤労 市民会館	15	兵庫県危険物等防災研修会	兵庫県立広域防災 センター(三木市)
20	兵庫県過積載防止対策連絡会議	兵庫陸運部	16	自動車労務改善推進員会議	兵庫労働局
21	平成20年度「ISO概要研修会」 正・副会長会議 総務委員会 支部長連絡会議	ホテルモントレ ラ・スール大阪 兵ト協 兵ト協 兵ト協	19	情報化推進委員会(全ト協)	全ト協 中会議室
24	神戸中央支部・支部懇談会	神 仙 閣	— 1月の予定 —		
23	フォークリフト講習会(実技) フォークリフト講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練協会 神戸港湾教育 訓練協会	1・8	自動車関係団体新春賀詞交換会	神戸市 勤労会館7階
25	トラックの日の行事検討プロジェクト会議 コンプライアンス小委員会 三木会	兵ト協 兵ト協 兵ト協	10	平成21年新春名刺交換会(自動車関係団体)	神戸市 勤労会館
26	整備管理者選任後研修会 全ト協タンク部会正副・各県タンク部会長合同会議 KTS正副会長会議	兵庫県 農業会館 全ト協 奈良ロイヤル ホテル	21	はい作業講習会 整備管理者選任後研修会	兵ト協 姫路市勤労 市民会館
27	兵庫県高速道路交通安全協議会平成20年度視察・研修会 兵青協第4回評議会	奈良県 兵ト協	22	はい作業講習会 荷主懇談会・研修会 取扱・食品部会共催	兵ト協 クラウン プラザ神戸
			23	引越部会全体会議	西村屋
			29	整備管理者選任後研修会	兵庫県 農業会館
			— 2月の予定 —		
			2・4	経営改善セミナー	兵ト協